

2024年4月1日

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく吸收分割に関する書面の備置き)

東京都文京区小石川一丁目1番1号

三菱食品株式会社

代表取締役 京谷 裕



千葉県松戸市上本郷字押堀65番地1

エル・プラットフォーム株式会社

代表取締役 田中 勝久



三菱食品株式会社（以下「甲」といいます。）とエル・プラットフォーム株式会社（以下「乙」といいます。）は、2023年11月27日付吸收分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、甲が甲の横浜金沢低温DCにおいて営む事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を実施致しました。

本吸收分割に関し、会社法791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条の規定に基づく事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年4月1日

2. 吸收分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に該当するため、会社法第784条の2但し書きの規定により、該当事項はございません。

3. 吸收分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

(1) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、会社法785条の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(2) 会社法第787条の規定による手続の経過

甲は、新株予約権を発行していないため、新株予約権買取請求の手続きに関する該当事項はございません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸收分割は、甲から乙に債務を承継せず、会社法789条の規定による異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はございません。

4. 吸收分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

乙の株主は甲のみであり、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

乙の株主は甲のみであり、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 1 日付で官報による公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、乙は本吸収分割のために昨年 10 月に設立されたばかりであり、債権者は不在であることから、催告をする必要がありませんでした。

5. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日をもって、甲より、甲が有していた本件事業に関する権利義務を吸収分割契約に基づき承継いたしました。

詳細は、「会社法第 782 条第 1 項に規定する備置書類」のとおりです。

6. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 1 日

7. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上